

第1期中期目標期間評価実施要領の概要について

1. 中期目標期間評価とは

「中期目標期間評価」とは、地方独立行政法人法第30条に基づき中期目標の達成状況の調査・分析の結果を考慮して、当該中期目標期間における業務実績の全体について総合的な評定を行う評価。

地方独立行政法人法

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 (略)

2. 評価の基本方針

- (1) 法人の第一期中期目標の達成状況について確認する。
- (2) 評価を通じて、法人の業務運営状況をわかりやすく社会に示す。
- (3) 第二期中期目標期間における法人の業務運営の改善・向上に資する。

3. 実施方法

法人が業務実績報告書を評価委員会に提出し、評価委員会が当該業務実績報告書及び法人への聴取等に基づき、調査・分析を行うとともに、その結果を踏まえて「項目別評価」及び「全体評価」を行い、業務実績評価書を作成することにより実施する。

4. 評価の方法

項目別評価（法人と評価委員会が実施）

(1) 法人による自己点検・自己評価

- 中期計画の小項目ごとにH19年度～H24年度までの取組実績を簡潔明瞭に記述し、計画の達成状況を5段階で自己評価。
- できる限り数値化に心がけるとともに、表やグラフを積極的に用いるなど、わかりやすい記載に努める。

(2) 評価委員会による検証・評価

- 中期計画の小項目ごとに、法人の自己評価や重点的な取組み及び特筆すべき取組みの記述内容などを総合的に判断して、計画の達成状況を5段階で評価。
- 特に高く評価すべき取組みなど、評価委員会として特筆すべきものがあれば、小項目ごとに適宜記述する。

評価	中期目標期間項目別評価の評価基準
A A	中期計画を上回って実施している。(中期計画の小項目の内容をすべて達成、特筆すべき成果がある)
A	中期計画を十分に実施している。(中期計画の小項目の内容の達成状況が9割以上)
B	中期計画を概ね実施している。(中期計画の小項目の内容の達成状況が7割以上9割未満)
C	中期計画を十分には実施していない。(中期計画の小項目の内容の達成状況が5割以上7割未満)
D	中期計画を大幅に下回っている。(中期計画の小項目の内容の達成状況が5割未満)

全体評価 (法人と評価委員会が実施)

(1) 法人による自己点検・自己評価

- 業務実績報告書において、項目別評価の結果を踏まえて、記述式により総括的に自己評価を行う。
- 中期目標前文に掲げた「学ぶ意欲を大切にし、高めていく大学」、「地域に根ざし、地域貢献する大学」、「北東アジアの知的共同体の拠点として世界と地域をつなぐ大学」という基本理念の具現化に向けて行った主な活動実績、重点的な取組み及び特筆すべき取組みの主なもの並びに未達成の取組みと今後の対応についても記述する。

(2) 評価委員会による検証・評価

- 項目別評価の結果及び法人の自己評価結果も踏まえて、評価委員会として記述式により総括的に評価を行う。